

四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）

改正案	現行
<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第五条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法人である場合においては、その主要株主（令第八条第三号イに規定する主要株主をいう。第十七条第一項第二号において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所</p> <p>二（略）</p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五条第二項に規定する法第七条第一項各号に該当しないことを誓約する書面は、別紙様式第四号イにより作成しなければならない。</p> <p>（広告の表示事項）</p> <p>第十五条 投資顧問業者（法第九条第三項及び附則第三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。）は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、法第十八条（法第二十三条の二第</p>	<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第五条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法人である場合においては、その主要株主（令第八条第三号イの に規定する主要株主をいう。第十七条第一項第二号において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所</p> <p>二（略）</p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五条第二項に規定する法第七条第一項各号に該当しないことを誓約する書面は、別紙様式第四号により作成しなければならない。</p> <p>（広告の表示事項）</p> <p>第十五条 投資顧問業者（法第九条第三項及び附則第三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。）は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、法第十八条及び第十九条に規定す</p>

三項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十九条に規定する事項を公衆の見やすいように表示しなければならない。ただし、当該投資顧問業者が証券業（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）である場合を除く。）若しくは信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関が営む同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む場合又は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合は、この限りでない。

（契約締結前の書面の交付）

第十七条（略）

2（略）

3 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）又は信託業務を営む場合において、当該投資顧問業者が法第二十三条の二第一項、第二十三条の三第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する法第十六条第一項ただし書の承認を受けた場合においては、前一項に掲げる事項のほか、次に掲

る事項を公衆の見やすいように表示しなければならない。ただし、当該投資顧問業者が証券業（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む場合又は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合は、この限りでない。

（契約締結前の書面の交付）

第十七条（略）

2（略）

（新設）

ける事項を記載しなければならない。

一 管轄財務局長の承認を受け、法第十六条第一項（法第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面を交付しないことができない旨

二 内部管理に関する業務（法令その他の規則の遵守状況を管理し、その遵守を指導する業務をいう。第三十一条第二項第二号において同じ。）を公正かつ的確に行うための方策

4 法第十四条第一項（法第九条第四項において適用する場合を含む。）に規定する書面には、次に掲げる事項を、赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

一～三（略）

四 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客に対し金銭又は有価証券の貸付けをしてはならない旨

五 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客への第三者による金銭又は有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ又は代理をしてはならない旨

5 投資顧問業者が証券業を営む場合若しくは信託業務を営む場合又は法附則第三条第一項の規定により信託業務を営む銀行が投資顧問

3 法第十四条第一項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。第五項において同じ。）に規定する書面には、次に掲げる事項（投資顧問業者が証券業を営む場合又は法附則第三条第一項の規定により信託業務を営む銀行が投資顧問業を営む場合においては、第一号に掲げる事項）を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

一～三（略）

四 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない旨

（新設）

（新設）

業を営む場合における法第十四条第一項（法附則第三条第二項において適用する場合を含む。第七項において同じ。）に規定する書面には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

- 一 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）若しくは信託業務を営む場合又は法附則第三条第一項の規定により信託業務を営む銀行が投資顧問業を営む場合 前項第一号に掲げる事項
- 二 投資顧問業者が証券仲介業者である場合 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項
- 三 投資顧問業者が許可外国証券業者である場合 前項第一号及び第二号から第五号までに掲げる事項

6 法第三十三条において準用する法第十四条第一項に規定する書面には、第四項第一号に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

7 前三項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十七条の二 法第十四条第二項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合並びに法第三十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定め

4 法第三十三条において準用する法第十四条第一項に規定する書面には、前項第一号に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

5 前二項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十七条の二 法第十四条第二項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合並びに法第三十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定め

る方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイから八までに掲げるもの

イ 投資顧問業者等（投資顧問業者又は投資顧問業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客又は投資顧問業者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。この条及び第十八条の二第一項において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第十四条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、投資顧問業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 投資顧問業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該事項を記録する方法（法第十四条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、投資顧問業者等の使用

る方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 投資顧問業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 投資顧問業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十四条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、投資顧問業者の使用に係る電子計算機

に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

八 投資顧問業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ又はハに規定する方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに書面に記載すべき事項を記録する方法を除く。)にあつては、書面に記載すべき事項を顧客ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハに規定する方法にあつては、当該顧客ファイルに記録された書面に記載すべき事項に掲げられた投資顧問契約に基づく助言又は投資一任契約に基づく投資を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)当該事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している書面

に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(新設)

二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

(新設)

(新設)

(新設)

に記載すべき事項を書面により交付する場合、令第七条の二第一項の顧客の承諾を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該事項に係る消去の指図がある場合は、当該事項を消去することができる。

3 投資顧問業者（法第九条第三項又は附則第三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。以下この条において同じ。）は、第一項各号に掲げる方法（次項、次条、第十八条第五項第一号、第十八条の二第二項及び第三項、第二十条第一項第三号、第二十六条第一項第一号並びに第二十九条の二第一項第一号において「電磁的方法」という。）により法第十四条第一項に規定する書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、顧客に対し、枠の中に前条第四項各号に掲げる事項（投資顧問業者が証券業を営む場合若しくは信託業務を営む場合又は法附則第三条第一項の規定により信託業務を営む銀行が投資顧問業を営む場合においては、前条第五項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項）が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

4 認可投資顧問業者は、電磁的方法により法第三十三条において準用する法第十四条第一項に規定する書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、顧客に対し、枠の中に前条第四項第一号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

5 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、投資顧問業者等の使

3 投資顧問業者（法第九条第三項又は附則第三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。以下この条において同じ。）は、第一項各号に掲げる方法（次項、次条、第十八条第三項第一号、第十八条の二第二項及び第三項、第二十条第一項第三号、第二十六条第一項第一号並びに第二十九条の二第一項第一号において「電磁的方法」という。）により法第十四条第一項に規定する書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、顧客に対し、枠の中に前条第三項各号に掲げる事項（投資顧問業者が証券業を営む場合又は法附則第三条第一項の規定により信託業務を営む銀行が投資顧問業を営む場合においては、前条第三項第一号に掲げる事項）が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

4 認可投資顧問業者は、電磁的方法により法第三十三条において準用する法第十四条第一項に規定する書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、顧客に対し、枠の中に前条第三項第一号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

5 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、投資顧問業者の使用

用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は投資顧問業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(契約締結時の書面の交付)

第十八条 法第十五条第一項第七号(法第九条第四項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 (略)

七 第十七条第四項第二号から第五号までに掲げる事項

2 投資顧問業者が証券業を営む場合若しくは信託業務を営む場合又は法附則第三条第一項の規定により信託業務を営む銀行が投資顧問業を営む場合における法第十五条第一項第七号(法附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 投資顧問業者が証券業を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)(若しくは信託業務を営む場合又は法附則第三条第一項の規定により信託業務を営む銀行が投資顧問業を営む場合 前項第一号から第六号までに掲げる事項)

に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(契約締結時の書面の交付)

第十八条 法第十五条第一項第七号(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(投資顧問業者が証券業を営む場合又は法附則第三条第一項の規定により信託業務を営む銀行が投資顧問業を営む場合においては、第七号に掲げる事項を除く。)とする。

一 六 (略)

七 第十七条第三項第二号から第四号までに掲げる事項

(新設)

二 投資顧問業者が証券仲介業者である場合 前項第一号から第六号までに掲げる事項並びに第十七条第四項第三号及び第四号に掲げる事項

三 投資顧問業者が許可外国証券業者である場合 前項第一号から第六号までに掲げる事項並びに第十七条第四項第三号から第五号までに掲げる事項

3 (略)

4 投資顧問業者が証券業を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)又は信託業務を営む場合であつて、当該投資顧問業者が法第二十三条の二第一項、第二十三条の三第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する法第十六条第一項ただし書の規定により、同項の書面を顧客に交付しない場合には、前二項に掲げる事項のほか、その旨を記載するものとする。

5 法第十五条第一項(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する書面には、第十七条第四項第一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

一 投資顧問業者と投資顧問契約を締結した顧客は、当該書面を受領した日(当該書面の交付に代えて、電磁的方法により当該書面に記載すべき事項を提供された場合は、次に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ次に定める日)から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる旨

2 (略)

(新設)

3 法第十五条第一項(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。第五項において同じ。)に規定する書面には、第十七条第三項第一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

一 投資顧問業者と投資顧問契約を締結した顧客は、当該書面を受領した日(当該書面の交付に代えて、電磁的方法により当該書面に記載すべき事項を提供された場合は、次に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ次に定める日)から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる旨

イ 第十七条の二第一項第一号イ又はロに掲げる方法により提供された場合 当該書面に記載すべき事項が顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日

ロ (略)

二 (略)

6 法第三十三条において準用する法第十五条第一項に規定する書面には、第十七条第四項第一号に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

7 (略)

(契約締結時の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の二 法第十五条第二項(法第九条第四項及び附則第三条第

二項において適用する場合を含む。)において準用する法第十四条

第二項に規定する内閣府令で定める方法は、第十七条の二第一項第

一号イ又はロに掲げる方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えら

れた顧客ファイルに記録する方法に限る。)及び同項第二号に掲げ

る方法で、同条第二項第一号の規定に適合するものとし、法第三十

三条において準用する法第十五条第二項において準用する法第十四

条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、第十七条の二第一項

各号に掲げる方法で、同条第二項の規定に適合するものとする。

2 投資顧問業者(法第九条第三項又は附則第三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。)は、電磁的方法により法第十五条第一項に規定する書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を

イ 第十七条の二第一項第一号に掲げる方法により提供された場合 当該書面に記載すべき事項が顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日

ロ (略)

二 (略)

4 法第三十三条において準用する法第十五条第一項に規定する書面には、第十七条第三項第一号に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

5 (略)

(契約締結時の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の二 法第十五条第二項(法第九条第四項及び附則第三条第

二項において適用する場合を含む。)及び法第三十三条において準

用する法第十五条第二項において準用する法第十四条第二項に規定

する内閣府令で定める方法は、第十七条の二第一項各号に掲げる方

法で、同条第二項の規定に適合するものとする。

2 投資顧問業者(法第九条第三項又は附則第三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。)は、電磁的方法により法第十五条第一項に規定する書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を

提供するときは、顧客に対し、枠の中に第十七条第四項第一号及び前条第五項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3 認可投資顧問業者は、電磁的方法により法第三十三条において準用する法第十五条第一項に規定する書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、顧客に対し、枠の中に第十七条第四項第一号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

( 売買の別に相当するもの )

第十八条の六 法第十六条第一項第二号（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）及び法第三十三条において準用する法第十六条第一項第二号に規定する売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 有価証券指数等先物取引等（法第二条第六項に規定する有価証券指数等先物取引等をいう。次条第一項第一号、第四号及び第二十六条の四第一項第一号において同じ。） 現実指数又は現実数値（それぞれ法第二条第十二項に規定する現実指数又は現実数値をいう。）が約定指数又は約定数値（それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。次条第一項第一号において同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

提供するときは、顧客に対し、枠の中に第十七条第三項第一号及び前条第三項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3 認可投資顧問業者は、電磁的方法により法第三十三条において準用する法第十五条第一項に規定する書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、顧客に対し、枠の中に第十七条第三項第一号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

( 売買の別に相当するもの )

第十八条の六 法第十六条第一項第二号（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）及び法第三十三条において準用する法第十六条第一項第二号に規定する売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 有価証券指数等先物取引等（法第二条第六項に規定する有価証券指数等先物取引等をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。） 現実指数又は現実数値（それぞれ法第二条第十二項に規定する現実指数又は現実数値をいう。）が約定指数又は約定数値（それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。次条第一項第一号において同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

二 有価証券オプション取引等（法第二条第七項に規定する有価証券オプション取引等をいう。次条第一項第一号、第四号及び第二十六条の四第一項第一号において同じ。）又は有価証券店頭オプション取引（法第二条第九項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。次条第一項第一号、第四号及び第二十六条の四第一項第一号において同じ。） オプション（法第二条第十一項に規定するオプションをいう。次条第一項第一号において同じ。）を付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

三 有価証券店頭指数等先渡取引（法第二条第八項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。次条第一項第一号、第四号及び第二十六条の四第一項第一号において同じ。） 店頭現実指数又は店頭現実数値（それぞれ法第二条第十二項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）が店頭約定指数又は店頭約定数値（それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。次条第一項第一号において同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

四 有価証券店頭指数等スワップ取引（法第二条第十項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。次条第一項第一号、第四号及び第二十六条の四第一項第一号において同じ。） 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数（証券取引法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下この号及び次条第一

二 有価証券オプション取引等（法第二条第七項に規定する有価証券オプション取引等をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。）又は有価証券店頭オプション取引（法第二条第九項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。） オプション（法第二条第十一項に規定するオプションをいう。次条第一項第一号において同じ。）を付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

三 有価証券店頭指数等先渡取引（法第二条第八項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。） 店頭現実指数又は店頭現実数値（それぞれ法第二条第十二項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）が店頭約定指数又は店頭約定数値（それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。次条第一項第一号において同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

四 有価証券店頭指数等スワップ取引（法第二条第十項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。） 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数（証券取引法第二条第二十二項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下この号及び次条第一項第一号において同じ。）の数

項第一号において同じ。)の数值又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別(当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数值又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。)

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十九条 法第十六条第一項第三号(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一(三) (略)

四 前号の助言に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別(有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先物取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては、売買の別に相当するものとして前条各号に規定するものをいう。次項第三号及び第三十二条第一項第五号において同じ。)

2 法第三十三条において準用する法第十六条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一(三) (略)

値又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別(当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数值又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。)

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十九条 法第十六条第一項第三号(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一(三) (略)

四 前号の助言に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別(有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先物取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては、売買の別に相当するものとして前条各号に規定するものをいう。次項第三号及び第三十二条第一項第四号において同じ。)

2 法第三十三条において準用する法第十六条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一(三) (略)

四 当該認可投資顧問業者であつて証券業を営むもの若しくは信託業務を営むもの、当該認可投資顧問業者の令第十条に規定する利害関係人である法人を相手方として行つた証券取引行為がある場合は、当該証券取引行為に係る取引ことに、その内容

五 当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額に占める次に掲げる法人を相手方とする証券取引行為に係る取引総額の割合

イ 当該認可投資顧問業者であつて証券業を営むもの又は信託業務を営むもの

ロ 当該認可投資顧問業者の令第十条に規定する利害関係人である法人

ハ 当該顧客のために行つた証券取引行為の相手方となつた法人で、その取引額が当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額の百分の十以上であるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

（解除までの期間に相当する報酬額）

第二十条 法第十七条第三項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。

一・二（略）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 投資顧問契約の契約期間の全期間に係る報酬額を当該契約期間の総日数（解除時において当該

四 当該認可投資顧問業者であつて証券業を営むもの又は当該認可投資顧問業者の令第十条に規定する利害関係人である法人を相手方として行つた証券取引行為がある場合は、当該証券取引行為に係る取引ことに、その内容

五 当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額に占める次に掲げる法人を相手方とする証券取引行為に係る取引総額の割合

イ 当該認可投資顧問業者であつて証券業を営むもの

ロ 当該認可投資顧問業者の令第十条に規定する利害関係人である法人

ハ 当該顧客のために行つた証券取引行為の相手方となつた法人で、その取引額が当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額の百分の十以上であるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

（解除までの期間に相当する報酬額）

第二十条 法第十七条第三項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。

一・二（略）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 投資顧問契約の契約期間の全期間に係る報酬額を当該契約期間の総日数（解除時において当該

契約期間の終期が確定していない場合にあつては、三百六十五日であるものとみなす。次項において同じ。）で除した金額に、法第十五条第一項の書面を受領した日（当該書面の交付に代えて、電磁的方法により当該書面に記載すべき事項を提供された場合は、第十八条第五項第一号イ又はロに定める日）から解除時までの日数を乗じた額（その額が当該投資顧問業者の助言に対する報酬として社会通念上相当であると認められる金額を超える場合にあつては、その超える部分の額を控除した額）

2  
(略)

(金融機関の範囲)

第二十二条 令第八条に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 証券会社（外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）
- 三・四 (略)

(業務を執行する社員等に準ずる者)

第二十三条 令第八条第三号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

契約期間の終期が確定していない場合にあつては、三百六十五日であるものとみなす。次項において同じ。）で除した金額に、法第十五条第一項の書面を受領した日（当該書面の交付に代えて、電磁的方法により当該書面に記載すべき事項を提供された場合は、第十八条第三項第一号イ又はロに定める日）から解除時までの日数を乗じた額（その額が当該投資顧問業者の助言に対する報酬として社会通念上相当であると認められる金額を超える場合にあつては、その超える部分の額を控除した額）

2  
(略)

(金融機関の範囲)

第二十二条 令第八条に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）
- 三・四 (略)

(業務を執行する社員等に準ずる者)

第二十三条 令第八条第三号イのに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(関係親法人に準ずる者)

第二十四条 令第八条第三号イに規定する内閣府令で定めるものは、同号イに規定する関係親法人の総株主等の議決権(同号イに規定する総株主等の議決権をいう。以下この条及び第二十五条において同じ。)の百分の五十を超える議決権(同号イに規定する議決権をいう。以下この条及び第二十五条において同じ。)に係る株式又は出資を一の法人又は当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人とする。

(関係子法人に準ずる者)

第二十五条 令第八条第三号イに規定する内閣府令で定めるものは、同号イに規定する関係子法人及びその関係子法人又は当該関係子法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人とする。

(投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十六条の二 法第二十二條第二項第五号(法附則第三條第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、令第十条に規定する投資顧問業者の利害関係人である証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関(証券取引法第六十五條の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。)が特定の有価証券の引受け等(有価証券の引受け、売出し又は募集、売出し若しくは私

(関係親法人に準ずる者)

第二十四条 令第八条第三号イのに規定する内閣府令で定めるものは、同号イのに規定する関係親法人の総株主等の議決権(同号イに規定する総株主等の議決権をいう。以下この条及び第二十五条において同じ。)の百分の五十を超える議決権(同号イに規定する議決権をいう。以下この条及び第二十五条において同じ。)に係る株式又は出資を一の法人又は当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人とする。

(関係子法人に準ずる者)

第二十五条 令第八条第三号イのに規定する内閣府令で定めるものは、同号イのに規定する関係子法人及びその関係子法人又は当該関係子法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人とする。

(投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十六条の二 法第二十二條第二項第四号(法附則第三條第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、令第十条に規定する投資顧問業者の利害関係人である証券会社又は登録金融機関(証券取引法第六十五條の二第三項に規定する登録金融機関をいう。第二十九條の三において同じ。)が特定の有価証券の引受け等(有価証券の引受け、売出し又は募集、売出し若しくは

募の取扱いとして証券取引法第二条第八項第四号から第六号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）を行つている場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした助言を行うこととする。

(兼業の届出)

第二十六条の三 投資顧問業者は、法第二十三条の届出をしようとするときは、別紙様式第十六号イにより作成した兼業届出書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

- 一 兼業しようとする業務について登録又は認可若しくは許可を受けていることを証する書面の写し

二 (略)

2 投資顧問業者は、法第二十三条の届出に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、その日から二週間以内に、当該業務の廃止、休止又は再開をした年月日及びその理由を記載した書面に、当該業務の廃止、休止又は再開に関する取締役会の議事録又はこれに代わる書面を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

は私募の取扱いとして証券取引法第二条第八項第四号から第六号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）を行つている場合において、当該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした助言を行うこととする。

(兼業の届出)

第二十六条の三 投資顧問業者は、法第二十三条第一項の届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した兼業届出書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

- 一 兼業しようとする業務について登録又は認可を受けていることを証する書面の写し

二 (略)

2 投資顧問業者は、法第二十三条第一項の届出に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、その日から二週間以内に、当該業務の廃止、休止又は再開をした年月日及びその理由を記載した書面に、当該業務の廃止、休止又は再開に関する取締役会の議事録又はこれに代わる書面を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

（契約を締結している顧客に対する書面交付の免除の承認の申請等）

第二十六条の四 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）又は

信託業務を営む場合において、当該投資顧問業者が法第二十三条の

二第一項、第二十三条の三第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する法第十六条第一項ただし書の承認を受けようとするときは、別紙様式第十六号口により作成した承認申請書に、次に掲げる書類を添付し、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 自己の計算により有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行う部門及び有価証券の引受け等に係る業務を行う部門（次項第一号において「自己売買部門等」という。）と投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を行う部門とを明確に分離するための方法を記載した書面

二 証券業又は信託業務、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関する管理体制の整備状況

三 営業所の所在の場所、平面図、面積及び人員を記載した書面

2 管轄財務局長は、前項の承認申請書の提出があつた場合において、法第二十三条の二第一項、第二十三条の三第一項、第三十一条の

（新設）

二 第一項又は第三十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する法第十六条第一項ただし書の承認をしようとするときは、申請が次の各号に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 自己売買部門等と投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を行う部門とが明確に分かれており、それぞれの部門から有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報が漏洩しないための措置が的確に講じられていること。

二 前号の措置を確保するために、次に掲げる体制が整備されていること。

イ 管理部門（法令その他の規則の遵守状況を管理し、その遵守を指導する部門をいう。以下同じ。）の責任者が定められ、法令その他の規則が遵守される体制が整っていること。

ロ 管理部門が営業を行う部門から独立していること。

ハ 管理部門を統括する責任者が代表取締役、代表執行役又はこれらに準ずる者となっていること。

三 顧客からの資産運用状況又は当該顧客に行つた助言の内容に関する照会に、短時間に回答できる体制となつていること等投資顧問業及び投資一任契約に係る業務について管理体制が整備されていなければならないこと。

（証券業等を営む投資顧問業者に係る特例）

第二十六条の五 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業

（証券業を営む投資顧問業者に係る特例）

第二十六条の四 証券業を営む投資顧問業者は、令第十二条第三項に

者が許可外国証券業者である場合を除く。）又は信託業務を営む場合は、令第十三条第三項に規定する助言を行ったときは、法第十六条第一項に規定する書面に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四（略）

（本店その他の営業所又は事務所の業務を統括する者に準ずる者）

第二十六条の六 令第十四条に規定する内閣府令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、投資顧問業を兼営する証券会社等（法第二十二條第二項第二号に規定する証券会社等をいう。第二十七條第二項第四号口において同じ。）の使用人のうち、証券業に係る顧客に関する有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をその職務上知り得る立場にあるものとする。

（投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為）

第二十六条の七 法第二十三條の五第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営む投資顧問業者（当該投資顧問業者が許可外国証券業者である場合を除く。）が特定の有価証券の引受け等を行っている場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該投資顧問業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で当該有価証券を取得し又は買付けけることを内容とした助言を行うこととする。

規定する助言を行ったときは、法第十六条第一項に規定する書面に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四（略）

（本店その他の営業所の業務を統括する者に準ずる者）

第二十六条の五 令第十四条に規定する内閣府令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、投資顧問業を兼営する証券会社の使用人のうち、証券業に係る顧客に関する有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をその職務上知り得る立場にあるものとする。

（投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為）

第二十六条の六 法第二十三條の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営む投資顧問業者が特定の有価証券の引受け等を行っている場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該投資顧問業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で当該有価証券を取得し又は買付けけることを内容とした助言を行うこととする。

(本店、支店その他の営業所又は事務所の業務を統括する者に準ずる者)

第二十六条の八 令第十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、投資顧問業を兼営する信託業務を営む金融機関の使用人のうち、証券業務に係る顧客に関する有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をその職務上知り得る立場にあるものとする。

(新設)

(投資顧問業者が信託業務を営む場合の禁止行為)

第二十六条の九 法第二十三条の六第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 信託業務を営む投資顧問業者が特定の有価証券の引受け等を行っている場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該投資顧問業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し又は買付けけることを内容とした助言を行うこと。

二 信用の供与の条件として、投資顧問契約を締結すること。

三 信用の供与を通じて得られた法人関係情報(証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。第三十条の七第三号において同じ。)を利用して助言を行うこと。

(認可の申請)

第二十七条 (略)

2 法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 利害関係人(認可申請者である投資顧問業者の令第十条に規定する利害関係人をいう。)である次に掲げる者に関する事項

イ 投資顧問業者

ロ 証券会社等

ハ 登録金融機関

ニ 投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十八項に規定する投資

信託委託業者をいう。)

ホ 信託業務を営む金融機関

五 (略)

3 法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は次に掲げる書類とし、別表第一に定めるところにより作成するものとする。

一～五 (略)

六 法第二十七条第二項第一号及び第二号に該当しないことを誓約する書面

七 主要株主(法第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。第九号及び第二十八条の二第四項において同じ。)が法第二十七条

(認可の申請)

第二十七条 (略)

2 法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 利害関係人(認可申請者である投資顧問業者の令第十条に規定する利害関係人をいう。)である法人に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 (略)

3 法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は次に掲げる書類とし、別表第一に定めるところにより作成するものとする。

一～五 (略)

(新設)

(新設)

第二項第三号及び第四号に該当しない者であることを認可申請者が誓約する書面

八 (略)

九 主要株主の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

十 十六 (略)

4・5 (略)

(認可の審査基準)

第二十七条の三 内閣総理大臣は、申請が法第二十七条第一項第一号の基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次の各号の要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 資本の額(外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、その本邦支店の持込資本金)(資本に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。)(の額とする。)(が五千万円以上であること。

二 認可申請時の収支見込みに基づく純資産額が、収支見込み対象期間(認可を受けた日の属する営業年度及びその翌営業年度から起算して三営業年度をいう。次号において同じ。)(において五千万円を下回らない水準に維持されていること。

三 (略)

2 内閣総理大臣は、申請が法第二十七条第一項第二号の基準に該当

六 (略)

七 株主構成

八 十四 (略)

4・5 (略)

(認可の審査基準)

第二十七条の三 内閣総理大臣は、申請が法第二十七条第一号の基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次の各号の要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 資本の額(外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、その本邦支店の持込資本金)(資本に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。)(の額とする。)(が一億円以上であること。

二 認可申請時の収支見込みに基づく純資産額が、収支見込み対象期間(認可を受けた日の属する営業年度及びその翌営業年度から起算して三営業年度をいう。次号において同じ。)(において一億円を下回らない水準に維持されていること。

三 (略)

2 内閣総理大臣は、申請が法第二十七条第二号の基準に該当するか

するかどうかを審査するに当たつては、認可申請者が次の各号の要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一・三（略）

四 管理部門の責任者が定められ、法令その他の規則が遵守される体制が整っていること。

五・六（略）

（証券業を営む投資顧問業者に係る認可の申請等）

第二十七条の四 投資顧問業者が証券業を営む場合において、当該投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認可の申請をするときは、同条第二項又は第三項の規定により添付すべき書類又は電磁的記録のほか、次に掲げる書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 証券業について登録又は認可若しくは許可を受けていることを証する書面の写し

二・三（略）

四 投資一任契約に係る業務の内容及び社内規則その他の業務の方法を具体的に記載した書面

五（略）

2 内閣総理大臣は、投資顧問業者が証券業を営む場合において、当該投資顧問業者から法第二十六条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が法第二十七条第一項第二号の基準に該当する

どうかを審査するに当たつては、認可申請者が次の各号の要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一・三（略）

四 管理部門（法令その他の規則の遵守状況を管理し、その遵守を指導する部門をいう。次号において同じ。）の責任者が定められ、法令その他の規則が遵守される体制が整っていること。

五・六（略）

（証券業を営む投資顧問業者に係る認可の申請等）

第二十七条の四 証券業を営む投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認可の申請をするときは、同条第二項又は第三項の規定により添付すべき書類又は電磁的記録のほか、次に掲げる書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 証券業について登録又は認可を受けていることを証する書面の写し

二・三（略）

（新設）

四（略）

2 内閣総理大臣は、証券業を営む投資顧問業者から法第二十六条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が法第二十七条第二号の基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、当該投

かどうかを審査するに当たっては、当該投資顧問業者が、前条第二項各号の要件のほか、次の各号の要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（法第二十三条の五第一号に規定する「非公開情報」をいう。第三十条の二第二項第二号において同じ。）の管理体制の整備が適切になされていると認められること。

二 業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する社内規則を定めるとともに、役員員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されていること。

三 管理部門が営業を行う部門から独立していること。

四 管理部門を統括する責任者が代表取締役、代表執行役又はこれらに準ずる者となっていること。

五 (略)

(信託業務を営む投資顧問業者に係る認可の申請等)

第二十七条の五 投資顧問業者が信託業務を営む場合において、当該投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認可の申請をするときは、同条第二項又は第三項の規定により添付すべき書類又は電磁的記録のほか、次に掲げる書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

投資顧問業者が、前条第二項各号の要件のほか、次の各号の要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 証券業を行う部門と投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を行う部門とが明確に分かれていること。

(新設)

(新設)

(新設)

二 (略)

(新設)

- 一 信託業務について認可を受けていることを証する書面の写し
  - 二 信託業務の運営に関する準則を記載した書類
  - 三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書
  - 四 投資一任契約に係る業務の内容及び社内規則その他の業務の方法を具体的に記載した書面
- 2 内閣総理大臣は、投資顧問業者が信託業務を営む場合において、当該投資顧問業者から法第二十六条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が法第二十七条第一項第二号の基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、当該投資顧問業者が、第二十七条の三第二項各号の要件のほか、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。
- 一 有価証券の発行者又は証券業務に係る顧客に関する非公開情報（法第二十三条の六第二号に規定する「非公開情報」をいう。第三十条の三第二項第二号において同じ。）の管理体制の整備が適切になされていると認められること。
  - 二 業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則を定めるとともに、役員員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されていること。
  - 三 管理部門が営業を行う部門から独立していること。
  - 四 管理部門を統括する責任者が代表取締役、代表執行役又はこれ

らに準ずる者となっていること。

五 信託業務を営んでいることについて、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務の適正な運営の確保を妨げるおそれがなく、投資者保護上問題がないと認められること。

(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実)

第二十七条の六 法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める事実は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十一年大蔵省令第五十九号)第八条第六項第二号イからホまでに掲げる事実とする。

(新設)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第二十七条の七 法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

(新設)

一 信託業を営む者が信託財産として保有する議決権(法第二十七条第五項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。)

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する当該法人の所有する

株式又は持分に係る議決権

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社に委託して行つた場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（法第二十七條第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続財産として所有する会社の株式又は持分（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）又は限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係る議決権

六 銀行等保有株式取得機構が保有する議決権

（業務の内容及び方法の変更の認可）

第二十七條の八（略）

（業務の内容及び方法の変更の認可）

第二十七條の五（略）

(投資一任契約に係る業務に関し届け出るべき事項)

第二十八条 法第二十九条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

2・3 (略)

(主要株主の届出の手続等)

第二十八条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地、住所又は居所

二 法人である場合は、代表者の氏名

三 保有する議決権の数

2 法第二十九条の二第一項に掲げる総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権(法第二十七条第三項に規定する対象議決権をいう。)を保有することとなつた日の総株主又は総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知らることが困難な場合には、直前期の有価証券報告書若しくは半期報告書(以下この項において「有価証券報告書等」という。)に記載された総株主又は総出資者の議決権の数(有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主の議決権の数)とすることができる。

3 法第二十九条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次

(投資一任契約に係る業務に関し届け出るべき事項)

第二十八条 法第二十九条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

2・3 (略)

(新設)

に掲げる書類とする。

一 個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 法人である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面

4 認可投資顧問業者の主要株主となつた者は、別紙様式第十八号チにより作成した法第二十九条の二第一項の対象議決権保有届出書に、当該届出書の写し一通及び同条第二項に規定する書類一部を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。）である場合はその本店又は主たる事務所の所在地（個人である場合は、その住所又は居所）を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）である場合は関東財務局長に提出しなければならぬ。

5 前各項の規定は、法第二十九条の五の規定において準用する法第二十九条の二の規定について準用する。

（認可投資顧問業者の禁止行為）

第二十九条の二 法第三十条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 （略）

四 顧客のために証券取引を行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になること。ただし、あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得て行う取引及び認可投資顧問業者

（認可投資顧問業者の禁止行為）

第二十九条の二 法第三十条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 （略）

四 顧客のために証券取引を行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になること。ただし、認可投資顧問業者が証券業を営む場合は、この限りでない。

が証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）は、この限りでない。

2  
(略)

(認可投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十九条の三 法第三十条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、令第十条に規定する認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行っている場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした投資判断に基づく投資を行うこととする。

(認可投資顧問業者が証券業を営むとする場合の認可の申請等)

第三十条の二 認可投資顧問業者は、法第三十一条第二項の証券業の兼業の認可を受けようとするときは、別紙様式第二十一号イにより作成した認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 投資一任契約に係る業務の内容及び社内規則その他の業務の方

2  
(略)

(認可投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十九条の三 法第三十条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、令第十条に規定する認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行っている場合において、当該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした投資判断に基づく投資を行うこととする。

(認可投資顧問業者が証券業を営むとする場合の認可の申請等)

第三十条の二 認可投資顧問業者は、法第三十一条第二項の認可を受けようとするときは、別紙様式第二十一号により作成した認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～三 (略)

(新設)

法を具体的に記載した書面

五 (略)

2 法第三十一条第二項の兼業の認可の審査基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報の管理体制の整備が適切になされていると認められること。

三 業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する社内規則を定めるとともに、役職員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されていること。

四 管理部門が営業を行う部門から独立していること。

五 管理部門を統括する責任者が代表取締役、代表執行役又はこれらに準ずる者となっていること。

六 (略)

(認可投資顧問業者が信託業務を営もうとする場合の認可の申請等)

第三十条の三 認可投資顧問業者は、法第三十一条第二項の信託業務の兼業の認可を受けようとするときは、別紙様式第二十一号イにより作成した認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

四 (略)

2 法第三十一条第二項の兼業の認可の審査基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 証券業を行う部門と投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を行う部門とが明確に分かれていること。

(新設)

(新設)

(新設)

三 (略)

(新設)

- 一 信託業務を営むこととする理由を記載した書面
  - 二 信託業務の運営に関する準則を記載した書類
  - 三 信託業務の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面
  - 四 投資一任契約に係る業務の内容及び社内規則その他の業務の方法を具体的に記載した書面
  - 五 定款（信託業務がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録）の写し
- 2 法第三十一条第二項の兼業の認可の審査基準は、次に掲げるものとする。
- 一 信託業務に係る収支見込みが良好なものであること。
  - 二 有価証券の発行者又は証券業務に係る顧客に関する非公開情報の管理体制の整備が適切になされていると認められること。
  - 三 業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する社内規則を定めるとともに、役員員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されていること。
  - 四 管理部門が営業を行う部門から独立していること。
  - 五 管理部門を統括する責任者が代表取締役、代表執行役又はこれらに準ずる者となっていること。
  - 六 信託業務を営むことについて、投資顧問業及び投資一任契約に

係る業務の適正な運営の確保を妨げるおそれなく、投資者保護  
上問題がないと認められること。

(認可投資顧問業者が証券業又は信託業務を営む場合の合の兼業の  
届出)

第三十条の四 認可投資顧問業者は、法第三十一条第三項の届出をし  
ようとするときは、別紙様式第二十一号ロにより作成した兼業届出  
書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 兼業しようとする業務について登録又は認可若しくは許可を受  
けていることを証する書面の写し

二 定款(兼業しようとする業務がその事業目的に記載されていない  
場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主  
総会の議事録)の写し

2 認可投資顧問業者は、法第三十一条第三項の届出に係る業務内容  
を変更し、又は当該業務を廃止し、休止し、若しくは再開したとき  
は、その日から二週間以内に、当該業務内容の変更又は当該業務の  
廃止、休止若しくは再開をした年月日及びその理由を記載した書面  
に、当該業務内容の変更又は当該業務の廃止、休止若しくは再開に  
関する取締役会の議事録又はこれに代わる書面を添付して、管轄財  
務局長に提出しなければならない。

(証券業又は信託業務を営む認可投資顧問業者に係る特例)

(新設)

(証券業を営む認可投資顧問業者に係る特例)

第三十条の五 認可投資顧問業者が証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が許可外国証券業者である場合を除く。）又は信託業務を営む場合において、当該認可投資顧問業者は、令第十六条に規定する投資判断に基づく投資を行ったときは、法第三十三条において準用する法第十六条第一項に規定する書面に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四（略）

（認可投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為）

第三十条の六 法第三十一条の五第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営む認可投資顧問業者（当該認可投資顧問業者が許可外国証券業者である場合を除く。）が特定の有価証券の引受け等を行つている場合において、当該認可投資顧問業者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該認可投資顧問業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買付けけることを内容とした投資判断に基づく投資を行うこととする。

（認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の禁止行為）

第三十条の七 法第三十一条の六第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 信託業務を営む認可投資顧問業者が特定の有価証券の引受け等を行つている場合において、当該認可投資顧問業者に対する当該

第三十条の三 証券業を営む認可投資顧問業者は、令第十六条に規定する投資判断に基づく投資を行ったときは、法第三十三条において準用する法第十六条第一項に規定する書面に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四（略）

（認可投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為）

第三十条の四 法第三十一条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営む認可投資顧問業者が特定の有価証券の引受け等を行つている場合において、当該認可投資顧問業者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該認可投資顧問業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買付けけることを内容とした投資判断に基づく投資を行うこととする。

（新設）

有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該認可投資顧問業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした投資判断に基づき投資を行うこと。

二 信用の供与の条件として、投資一任契約を締結すること。

三 信用の供与を通じて得られた法人関係情報を利用して投資を行うこと。

(報告書の交付)

第三十一条 認可投資顧問業者は、法第三十二条第一項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 報告の対象期間に投資一任契約に係る報酬を得た場合はその旨及び報酬の額

四 認可投資顧問業者が証券業を営む場合にあつては、報告の対象期間における投資一任契約に係る報酬の額その他の手数料及びこれらの内訳

五 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)(又は信託業務を営む場合であつて、法第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する法第十六条第一項ただし書の承認を受けて同項に規定する書面を顧客に交付しない場合においては、前各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事

(報告書の交付)

第三十一条 認可投資顧問業者は、法第三十二条第一項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

項を記載しなければならない。

イ 第十九条第二項第三号から第五号までに掲げる事項

ロ 内部管理に関する業務の執行状況

(業務に関する帳簿書類の作成)

第三十二条 法第三十四条(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 (略)

二 法第十四条第一項及び第十六条第一項(法第三十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する書面の写し

三 法第十五条第一項(法第三十三条において準用する場合を含む。)に規定する書面の写し

四 六 (略)

2 投資顧問業者は、前項に掲げる帳簿書類を顧客ごとに作成し、当該顧客との間で締結された契約の効力を失った日から少なくとも五年間、これを保存しなければならない。ただし、前項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる帳簿書類であつて、当該帳簿書類を作成後十年間を超えて保存した場合は、この限りではない。

3 (略)

別表第一

(業務に関する帳簿書類の作成)

第三十二条 法第三十四条(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 (略)

二 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項(法第三十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する書面の写し

(新設)

三 五 (略)

2 投資顧問業者は、前項に掲げる帳簿書類を顧客ごとに作成し、当該顧客との間で締結された契約の効力を失った日から少なくとも五年間、これを保存しなければならない。

3 (略)

別表第一



(略)	(略)
-----	-----

別表第二

届出事項	記載事項	添付書類
------	------	------

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

法第二十 三条の届 出に係る 業務の廃 止	(略)	取締役会議事録又はこれに代わる書面
-----------------------------------	-----	-------------------

法第二十 三条の届 出に係る 業務の休 止又は再 開	(略)	取締役会議事録又はこれに代わる書面
---	-----	-------------------

(略)	(略)
-----	-----

別表第二

届出事項	記載事項	添付書類
------	------	------

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

法第二十 三条第一 項の届出 に係る業 務の廃止	(略)	取締役会議事録
--------------------------------------	-----	---------

法第二十 三条第一 項の届出 に係る業 務の休止 又は再開	(略)	(新設)
--	-----	------

<p>法第三十 一条第三 項の届出 に係る業 務の廃止</p>	<p>一 廃止の年 月日 二 廃止の理 由</p>	<p>取締役会議事録又はこれに代わる書面</p>	<p>法第三十 一条第三 項の届出 に係る業 務内容の 変更</p>	<p>一 変更の年 月日 二 変更の理 由</p>	<p>取締役会議事録又はこれに代わる書面</p>	<p>法第三十 一条第二 項の認可 に係る業 務の休止 又は再開</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---	---------------------------------------	--------------------------	--	---------------------------------------	--------------------------	--	------------	------------	------------	------------	------------

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>法第三十 一条第二 項の認可 に係る業 務の休止 又は再開</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--	------------	------------	------------	------------	------------

(略)	法第三十 一条第三 項の届出 に係る業 務の休止 又は再開	(略)	一 休止の期 間又は再開 の年月日 二 休止又は 再開の理由	(略)	取締役会議事録又はこれに代わる書面
-----	--	-----	--	-----	-------------------

(略)	(新設)	(略)	(新設)	(略)	(新設)
-----	------	-----	------	-----	------

別紙様式第三号（第4条第1項第5号関係）

（日本工業規格A4）

株主又は社員の名簿

(A)総株主等の議決権の数			
氏名又は名称	(B)保有する議決権の数	割合(B/A)	投資顧問業者との関係
		%	
計		%	

（記載上の注意）  
（略）

別紙様式第三号（第4条第1項第5号関係）

（日本工業規格A4）

株主又は社員の名簿

(A)総株主等の議決権の数	<u>株（又は口）</u> <u>千円</u>		投資顧問業者との関係
氏名又は名称	(B)保有する議決権の数	割合(B/A)	
	<u>株（又は口）</u> <u>千円</u>	%	
計	<u>株（又は口）</u> <u>千円</u>	%	

（記載上の注意）  
（略）

別紙様式第四号イ（第4条第3項又は第27条第3項第5号及び第7号関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

商 号  
又は名称  
氏 名 印  
（法人にあつては、代表者の氏名）

誓 約 書

私並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条第1項第2号に規定する役員及び有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第3条に規定する使用人は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第7条第1項各号並びに第27条第2項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意）

- 1 誓約者が個人である場合においては、「並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条第1項第2号に規定する役員」を消して使用すること。
- 2 認可申請書の提出に当たつて使用する場合は、「財務（支）局長」を「内閣総理大臣」と、「氏名」を「代表者氏名」とし、「（法人にあつては、代表者の氏名）」を消して使用すること。
- 3 第4条第3項又は第27条第3項第5号に規定する書類として使用する場合には、「並びに第27条第2項第1号及び第2号」を消して使用すること。
- 4 第27条第3項第7号に規定する書類として使用する場合には、「第7条第1項各号並びに」を消して使用すること。

別紙様式第四号（第4条第3項又は第27条第3項第5号関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

商 号  
又は名称  
氏 名 印  
（法人にあつては、代表者の氏名）

誓 約 書

私並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条第1項第2号に規定する役員及び有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第3条に規定する使用人は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第7条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意）

- 1 誓約者が個人である場合においては、「並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条第1項第2号に規定する役員」を消して使用すること。
- 2 認可申請書の提出に当たつて使用する場合は、「財務（支）局長」を「内閣総理大臣」と、「氏名」を「代表者氏名」とし、「（法人にあつては、代表者の氏名）」を消して使用すること。

別紙様式第四号口（第 27 条第 3 項第 8 号及び法第 29 条の 2 第 2 項関係）  
（日本工業規格 A 4）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

商 号  
又は名称  
氏 名 印  
（法人にあつては、代表者の氏名）

誓 約 書

私こと は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 27 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意）

- 1 誓約者が個人である場合においては、「及び第 4 号」を消して使用すること。
- 2 誓約者が法人である場合においては、「私こと」及び「第 3 号及び」を消して使用すること。
- 3 法第 29 条の 2 第 2 項に規定する添付書類として使用する場合は、「内閣総理大臣」を「財務（支）局長」として使用すること。
- 4 認可申請書の提出に当たつて使用する場合は、「私こと」を「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する主要株主である」と、「氏名」を「代表者氏名」とし、「（法人にあつては、代表者の氏名）」を消して使用すること。
- 5 主要株主が個人である場合においては、「及び第 4 号」を消して使用すること。
- 6 主要株主が法人である場合においては、「第 3 号及び」を消して使用すること。

（新設）

別紙様式第十六号イ（第 26 条の 3 第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長第 号  
住 所  
商 号  
代表者役職 氏 名 印

兼 業 届 出 書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 23 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 兼業に係る業務の名称
2. 兼業に係る業務を行う営業所の名称及び所在地
3. 兼業に係る業務に関する組織
4. 兼業に係る業務の内容及び運営の準則

（記載上の注意）

「1. 兼業に係る業務の名称」には、当該業務に関する登録番号又は認可番号を付記すること。

別紙様式第十六号（第 26 条の 3 第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長第 号  
住 所  
商 号  
代表者役職 氏 名 印

兼 業 届 出 書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 兼業に係る業務の名称
2. 兼業に係る業務を行う営業所の名称及び所在地
3. 兼業に係る業務に関する組織
4. 兼業に係る業務の内容及び運営の準則

（記載上の注意）

「1. 兼業に係る業務の名称」には、当該業務に関する登録番号又は認可番号を付記すること。

別紙様式第十六号口（第 26 条の 4 関係）

（日本工業規格 A 4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者

{ 登録番号： 財務（支）局長第 号 }  
{ 認可番号：内閣総理大臣第 号 }

住 所

商 号

代表者役職

氏 名

印

書面不交付承認申請書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 23 条の 2 第 1 項、第 23 条の 3 第 1 項、第 31 条の 2 第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定に基づき、書面不交付の承認を受けたいので、申請します。

（記載上の注意）

不要な字句は消して使用すること。

（新設）

## 別紙様式第十八号イ（第 27 条第 3 項関係）

（日本工業規格 A 4）

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

## 1. 貸借対照表

年 月 日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前 払 金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
繰延税金資産			未払法人税等		
			繰延税金負債		
貸倒引当金					
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			退職給付引当金		
器具・備品			繰延税金負債		
土地					
			負債合計		
			資 本 の 部		

## 別紙様式第十八号イ（第 27 条第 3 項関係）

（日本工業規格 A 4）

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

## 1. 貸借対照表

年 月 日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前 払 金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
繰延税金資産			未払法人税等		
			繰延税金負債		
貸倒引当金					
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			退職給付引当金		
器具・備品			繰延税金負債		
土地					
			負債合計		
			資 本 の 部		

無形固定資産			資本金		
投資等			資本剰余金		
投資有価証券			資本準備金		
長期差入保証金			その他資本剰余金		
繰延税金資産			減資差益		
			自己株式処分差益		
			利益剰余金		
			利益準備金		
			その他利益剰余金		
			任意積立金		
			当期末処分利益（又は当期末処理損失） （うち当期純利益（又は当期純損失））		
			土地再評価差額金		
			<u>その他有価証券評価差額金</u>		
貸倒引当金			自己株式		
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

無形固定資産			資本金		
投資等			資本剰余金		
投資有価証券			資本準備金		
長期差入保証金			その他資本剰余金		
繰延税金資産			減資差益		
			自己株式処分差益		
			利益剰余金		
			利益準備金		
			その他利益剰余金		
			任意積立金		
			当期末処分利益（又は当期末処理損失） （うち当期純利益（又は当期純損失））		
			土地再評価差額金		
			<u>株式等評価差額金</u>		
貸倒引当金			自己株式		
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

(日本工業規格 A 4)

2. 損益計算書  
自 年 月 日  
至 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
営 業 収 益	千円	千円
投 資 顧 問 料		
営 業 収 益 計		
営 業 費 用		
人 件 費		
不 動 産 関 係 費		
租 税 公 課		
通 信 交 通 費		
調 査 研 究 費		
広 告 宣 伝 費		
( 削 る )		
営 業 費 用 計		
営 業 損 益		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		

(日本工業規格 A 4)

2. 損益計算書  
自 年 月 日  
至 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
営 業 収 益	千円	千円
投 資 顧 問 料		
営 業 収 益 計		
営 業 費 用		
人 件 費		
不 動 産 関 係 費		
租 税 公 課		
通 信 交 通 費		
調 査 研 究 費		
広 告 宣 伝 費		
退 職 給 付 費 用		
営 業 費 用 計		
営 業 損 益		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		

有価証券売却益		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		
法人税等		
法人税等調整額		
当期純利益 (又は当期純損失)		
前期繰越利益 (又は前期繰越損失)		
当期末処分利益 (又は当期末処理損失)		

3. 利益処分計算書 (略)  
4. 損失処理計算書 (略)

有価証券売却益		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		
法人税等		
法人税等調整額		
当期純利益 (又は当期純損失)		
前期繰越利益 (又は前期繰越損失)		
当期末処分利益 (又は当期末処理損失)		

3. 利益処分計算書 (略)  
4. 損失処理計算書 (略)

別紙様式第十八号二（第 27 条第 3 項関係）

（日本工業規格 A 4）

主要株主の構成

<u>（ A ）認可投資顧問業者又は認可投資顧問業者の持株会社の総株主の議決権数</u>				
	<u>本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所</u>	<u>（ B ）保有する議決権の数</u>	<u>割合（ B / A ）</u>	<u>申請者との関係</u>
<u>商号、名称又は氏名</u>				
計			%	

（記載上の注意）

- 1 法第 27 条第 3 項に規定する主要株主を記載すること。
- 2 保有する議決権の数の多い順に記載すること。

別紙様式第十八号二（第 27 条第 3 項関係）

（日本工業規格 A 4）

株主構成

<u>（ A ）発行済株式の総数</u>			<u>申請者との関係</u>
<u>氏名又は名称</u>	<u>（ B ）保有する株式の数</u>	<u>割合（ B / A ）</u>	
	株		
	株		
	株		
計	株	100%	

別紙様式第十八号チ（第 28 条の 2 第 4 項関係）

（日本工業規格 A4）

対象議決権保有届出書

年 月 日

財 務（支）局 長 殿

商号、名称又は氏名 印

所在地、住所又は居所

届出又は報告義務発生日 年 月 日

（新設）

1 提出者が対象議決権を保有する認可投資顧問業者又は認可投資顧問業者  
持株会社に関する事項

認可投資顧問業者又は認可投資顧問業者持株会社の商号	
本店又は主たる営業所の所在地	

2 提出者に関する事項

1 個人	2 法人
（ふりがな） 商号、名称又は氏名	
（ふりがな） 所在地、住所又は居所 電話番号	
（ふりがな） 代表者の氏名	
保有の目的	

提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
特別の関係にある者が保有する議決権の数	
認可投資顧問業者又は認可投資顧問業者持株会社の総株主の議決権数	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)

(記載上の注意)

1 一般的事項

この様式において「議決権」とは、法第 27 条第 3 項に規定する議決権をいう。

この様式において「特別の関係にある者」とは、令第 14 条の 3 第 1 項に規定する特別の関係にある者をいう。

2 個別事項

届出又は報告義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 20 以上の議決権の保有者(法第 27 条 5 項の規定により、当該各号に定める数の議決権を保有しているものとみなされる場合を含む。)となった日を記載すること。

提出者が対象議決権を保有する認可投資顧問業者又は認可投資顧問業者持株会社に関する事項

「本店又は主たる営業所の所在地」欄には当該認可投資顧問業者又は認可投資顧問業者持株会社の本店又は主たる営業所の所在する都道府県名を記載すること。

提出者に関する事項

イ 「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。

ロ 個人の場合は、「代表者の氏名」欄は空欄とすること。

ハ 「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

ニ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する認可投資顧問業者又は認可投資顧問業者持株会社の議決権の数により記載すること。

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第 27 条第 5 項第 2 号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

別紙様式第二十一号イ (第 30 条の 2 第 1 項及び第 30 条の 3 第 1 項関係)  
(日本工業規格 A 4)

		年 月 日
財務(支)局長 殿		
申請者		
〔登録番号： 財務(支)局長第 号〕		
〔認可番号：内閣総理大臣第 号〕		
住 所		
商 号		
代表者		
役職氏名		印
兼 業 認 可 申 請 書		
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 31 条第 2 項の規定により証券業又は信託業務の兼業の認可を受けたいので、申請します。		

(記載上の注意)

- 1 証券業を営もうとする場合は、「又は信託業務」を消して使用すること。
- 2 信託業務を営もうとする場合は、「証券業又は」を消して使用すること。

別紙様式第二十一号 (第 30 条の 2 第 1 項関係)  
(日本工業規格 A 4)

		年 月 日
財務(支)局長 殿		
申請者		
〔登録番号： 財務(支)局長第 号〕		
〔認可番号：内閣総理大臣第 号〕		
住 所		
商 号		
代表者		
役職氏名		印
兼 業 認 可 申 請 書		
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 31 条第 2 項の規定により証券業の兼業の認可を受けたいので、申請します。		

別紙様式第二十一号口（第 30 条の 4 第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

（新設）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者

{ 登録番号： 財務（支）局長第 号 }  
{ 認可番号：内閣総理大臣第 号 }  
住 所

商 号

代表者

役職氏名

印

兼 業 届 出 書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 31 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 . 兼業業務の内容（すでに当該業務を行つている場合には、その業務の内容）
- 2 . 兼業業務の開始予定年月日（すでに当該業務を行つている場合には、開始年月日）
- 3 . 兼業業務を行おうとする理由（すでに当該業務を行つている場合には、その業務を行つている理由）

別紙様式第二十二号（第 33 条関係）  
第 1 面（略）

（第 2 面）

5．営業所の状況

名 称	所 在 地	設置年月日	役員及び使用人	備 考
主たる営業所			名	
計 店			計 名	

6．投資顧問業の状況

投資顧問契約 （投資一任契約を除く。）		
うち、顧客の資産の額を前提とした契約		
契約数	契約数	資産総額
件	件	百万円

（記載上の注意）  
（略）

別紙様式第二十二号（第 33 条関係）  
第 1 面（略）

（第 2 面）

5．営業所の状況

名 称	所 在 地	設置年月日	役員及び使用人	備 考
主たる営業所			名	
計 店			計 名	

6．投資顧問業の状況

投資顧問契約 （投資一任契約を除く。）		
うち、顧客の資産の額を前提とした契約		
契約数	契約数	資産総額
件	件	万円

（記載上の注意）  
（略）

(第3面)

7. 投資一任契約に係る業務

投資一任契約に係る業務を行う営業所の状況

名称	所在地	認可業務開始年月日	役員及び使用人
主たる営業所			名
計 店			計 名

投資一任契約に係る業務の状況

	国内		小計	海外		小計	合計
	年金	その他		年金	その他		
契約数	件	件	件	件	件	件	件
運用資産総額	百万円						

(記載上の注意)

(略)

(第3面)

7. 投資一任契約に係る業務

投資一任契約に係る業務を行う営業所の状況

名称	所在地	認可業務開始年月日	役員及び使用人
主たる営業所			名
計 店			計 名

投資一任契約に係る業務の状況

	国内		小計	海外		小計	合計
	年金	特金等		年金	特金等		
契約数	件	件	件	件	件	件	件
運用資産総額	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円

(記載上の注意)

(略)

(第4面)

投資一任契約に係る発注先及び預託機関の状況

(イ) 発注先別投資の状況

(i) 有価証券の売買状況(約定ベース・受渡しベース)

発注先	株式売買高		公社債券売買		受益証券売買高	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
		百万円		百万円		百万円
合計						

(記載上の注意)

- (略)
- 「発注先」には、顧客のために行つた証券取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記載すること。
- (略)
- 株式売買高等にはその金額を約定ベース(精算金額)又は受渡しベース(精算金額)のいずれかに基づいて記載すること。
- (略)
- 新株予約権付社債の分離後の新株予約権部分は「株式売買高」に、社債部分は「公社債券売買高」に金額を内書きすること。  
(削る)

(削る)

( ) 先物取引等の取引状況(約定ベース・受渡しベース)

発注先	先物取引高		オプション取引高	
	株式	公社債券	株式	公社債券
		百万円		百万円
合計				

(記載上の注意)

- 「発注先」には、顧客のために行つた証券取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記載すること。
- ・3 (略)
- 「先物取引高」の「株式」には金額を、「公社債券」には額面金額を約定

(第4面)

投資一任契約に係る発注先及び預託機関の状況

(イ) 発注先別投資の状況

(i) 有価証券の売買状況

発注先	株式売買高		公社債券売買高		受益証券売買高	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
		千株		万円		千株
				万円		万円
合計						

(記載上の注意)

- (略)
- 「発注先」には、顧客のために行つた証券取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記載すること。
- (略)
- 「金額」には、受渡しベース(精算金額)で記載すること。
- (略)
- 「公社債券売買高」及び「受益証券売買高」の「数量」には、額面金額で記載すること。
- ワラントは、分離型ワラント債の分離後のワラント部分は「株式売買高」に、社債部分は「公社債券売買高」に、数量は一枚単位で外書き、金額は内書きすること。
- 一括発注による売買を行つた場合には、その状況を、「(i) 有価証券の売買状況」と同様の様式により、別途記載すること。

( ) 先物取引等の取引状況

発注先	先物取引高		オプション取引高	
	株式	公社債券	株式	公社債券
		万円		万円
合計				

(記載上の注意)

- 「発注先」には、顧客のために行つた証券取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記載すること。
- ・3 (略)
- 「先物取引高」の「株式」には、金額を約定ベース(精算金額)で、「公社債券」には、額面金額を約定ベース(精算金額)で記載すること。

記載すること。

5 (略)

(口) 顧客の資産の預託機関の状況

預託機関名	預託者数	預託金額	備考
	人	百万円	

(記載上の注意)

(略)

5 (略)

(口) 顧客の資産の預託機関の状況

預託機関名	預託者数	預託金額	備考
	人	万円	

(記載上の注意)

(略)

(第5面)

8. 有価証券の引受け等の状況

有価証券の引受けの状況

(イ) 引受け

引受け年月日	銘柄	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受けについてのみ記載すること。

(ロ) 助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	価格

有価証券の売出しの状況

(イ) 売出し

売出し年月日	銘柄	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の売出しについてのみ記載すること。

(ロ) 助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	価格

有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況

(イ) 募集の取扱い

取扱い年月日	銘柄	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一

(第5面)

8. 有価証券の引受け等の状況

有価証券の引受けの状況

(イ) 引受け

引受け年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受けについてのみ記載すること。

(ロ) 助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	数	価格

有価証券の売出しの状況

(イ) 売出し

売出し年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の売出しについてのみ記載すること。

(ロ) 助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	数	価格

有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況

(イ) 募集の取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の

の銘柄の募集の取扱いについてのみ記載すること。

(ロ) 売出しの取扱い

取扱い年月日	銘柄	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の売出しの取扱いについてのみ記載すること。

(ハ) 私募の取扱い

取扱い年月日	銘柄	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の私募の取扱いについてのみ記載すること。

(ニ) 助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	価格

銘柄の募集の取扱いについてのみ記載すること。

(ロ) 売出しの取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の売出しの取扱いについてのみ記載すること。

(ハ) 私募の取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の私募の取扱いについてのみ記載すること。

(ニ) 助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	数	価格

別紙様式第二十二号  
第1面～第5面（略）

（第6面）

経理の状況

（投資顧問業部門のみについて作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。）

1. 貸借対照表  
年 月 日現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
繰延税金資産			未払法人税等		
その他			繰延税金負債		
貸倒引当金			その他		
			固定負債		
			長期借入金		
固定資産			退職給付引当金		
有形固定資産			繰延税金負債		

別紙様式第二十二号  
第1面～第5面（略）

（第6面）

経理の状況

（投資顧問業部門のみについて作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。）

1. 貸借対照表  
年 月 日現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
繰延税金資産			未払法人税等		
その他			繰延税金負債		
貸倒引当金			その他		
			固定負債		
			長期借入金		
固定資産			退職給付引当金		
有形固定資産			繰延税金負債		

建物			その他		
器具・備品			負債合計		
土地			資 本 の 部		
その他			資本金		
無形固定資産			資本剰余金		
投資等			資本準備金		
投資有価証券			その他資本剰余金		
長期差入保証金			減資差益		
繰延税金資産			自己株式処分差益		
その他			利益剰余金		
貸倒引当金			利益準備金		
			任意積立金		
			当期末処分利益（又は当期末処理損失）		
			（うち当期純利益（又は当期純損失））		
			土地再評価差額金		
			その他有価証券評価差額金		
			自己株式		
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

建物			その他		
器具・備品			負債合計		
土地			資 本 の 部		
その他			資本金		
無形固定資産			資本剰余金		
投資等			資本準備金		
投資有価証券			その他資本剰余金		
長期差入保証金			減資差益		
繰延税金資産			自己株式処分差益		
その他			利益剰余金		
貸倒引当金			利益準備金		
			任意積立金		
			当期末処分利益（又は当期末処理損失）		
			（うち当期純利益（又は当期純損失））		
			土地再評価差額金		
			株式等評価差額金		
			自己株式		
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

(第7面)

2. 損益計算書  
 自 年 月 日  
 至 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
営 業 収 益	千円	千円
投 資 顧 問 料		
そ の 他		
営 業 収 益 計		
営 業 費 用		
人 件 費		
不 動 産 関 係 費		
租 税 公 課		
通 信 交 通 費		
調 査 研 究 費		
広 告 宣 伝 費		
( 削 る )		
そ の 他		
営 業 費 用 計		
営 業 損 益		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		
有 価 証 券 売 却 益		

(第7面)

2. 損益計算書  
 自 年 月 日  
 至 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
営 業 収 益	千円	千円
投 資 顧 問 料		
そ の 他		
営 業 収 益 計		
営 業 費 用		
人 件 費		
不 動 産 関 係 費		
租 税 公 課		
通 信 交 通 費		
調 査 研 究 費		
広 告 宣 伝 費		
退 職 給 付 費 用		
そ の 他		
営 業 費 用 計		
営 業 損 益		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		
有 価 証 券 売 却 益		

そ の 他		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		
法人税等		
法人税等調整額		
当期純利益 (又は当期純損失)		
前期繰越利益 (又は前期繰越損失)		
当期末処分利益 (又は当期末処理損失)		

第8面・第9面 (略)

そ の 他		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		
法人税等		
法人税等調整額		
当期純利益 (又は当期純損失)		
(新設)		
当期末処分利益 (又は当期末処理損失)		

第8面・第9面 (略)